**※ みなし登録電気工事業を廃止したときに必要な書類**

みなし登録電気工事業者は、電気工事業を廃止したときは、その旨届出なければなりません。

●提出期限：廃止の日から遅滞なく。

●郵送及び連絡先：

〒０８０－８５８８ 帯広市東３条南３丁目

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課主査（保安・エネルギー）

ＴＥＬ：０１５５－２６－９０４５（直通）

ＦＡＸ：０１５５－２５－７７５６

●届出に必要な書類

　１　電気工事業廃止届出書（提出部数：１部（郵送可））

●建設業をお持ちの電気工事業者の方が、各種変更をされるときの流れ

様式第２０（第２５条）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整理番号 |  |
| ×受理年月日 | 年　月　日 |

　　　　　　　　電気工事業廃止届出書

　　年　　月　　日

　北海道十勝総合振興局長　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあつては

代表者の氏名

　電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律

第３４条第４項の規定により、次のとおり届け出ます。

１　建設業法第３条第１項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号

２　事業を廃止した年月日

３　事業を廃止した理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　　　　 ２　×印の項は、記載しないこと。